

第15回附属図書館特殊資料展

細川家資料にみる近代法への歩み

【出品目録】

平成10年11月1日～11月3日

熊本大学附属図書館



公開講演会

講師	熊本大学法学部教授 山中 至 氏
演題	熊本藩のつみとばつ
日時	平成10年11月1日(日) 13:30～15:00
場所	附属図書館会議室(2F)

刑法州書

盜賊 詐偽 奔亡 姦犯

八二

徒刑

○管六十 徒一年

○管七十 徒一年半

○管八十 徒二年

○管九十 徒二年半

○管百 徒三年

○刺墨管百 徒三年

○額刺墨管百 徒二年

○額刺墨管百 雜戶

死刑

斬首

# 第15回熊本大学附属図書館特殊資料展

## 細川家資料にみる近代法への歩み

### 1. はじめに

熊本藩の刑罰の歴史について概観しますが、江戸時代初期においては戦国時代の名残で、厳罰主義により、死刑を多用する残虐な刑が行なわれました。引廻生き逆はっ付、石こづみ（石で生き埋め）などもありました。17世紀の後半、寛文・延宝期ごろから緩刑化の傾向が現れ、18世紀になると、残虐な刑はあまり行なわれなくなり、緩刑化はさらに進み、刑罰の中心が追放刑へと移行していきます。思想的背景としては、儒教の浸透とそれによる仁慈の精神の尊重があげられます。このような刑罰の変遷は幕府や他藩と同様な推移を辿っているともいえます。18世紀半ばになると、藩主細川重賢は宝暦の改革といわれる藩政改革に取り組みます。それは財政再建改革にとどまらない、行政機構改革、法制度改革といった藩政全般にわたる大改革でした。その法制度改革の中で、宝暦4年(1754)に『刑法草書』が編纂されます。

『刑法草書』について特筆すべきは原則的に追放刑をやめて徒刑制度を採用したことです(注)。日本における近代的自由刑がここに初めて誕生したといえるからです。ここでいう自由刑とは自由を付与するという意味ではなく、自由の剥奪を内容とする刑罰であり、現行法の刑罰制度でも重要な地位を占めています。この自由刑は犯罪者の社会生活の自由を奪って監獄に拘禁し、原則的に作業を強制し、これを通じて犯罪者を教育・改善すると同時に、犯罪者を社会生活から隔離し、これにより社会を防衛する意味があるといわれています。この様な現代と同様の刑罰理念や目的が徒刑にも窺えます。『肥後物語』などによって具体的に述べれば、徒刑囚は1年から3年徒刑小屋に収容され、1日に2人扶持(米1升相当)を支給されて半分を食料とし、残りの半分から生活必需品を購入した残りを強制的に積立金とされた。労働時間は辰刻(午前8時)から未刻(午後3時)までの7時間であり、晴天には作事方の指揮のもとで主に城普請、溝浚えなどの土木工事に従事し、雨天には小屋内の作業場で藁細工などの手仕事をした。刑期を満了すればそれぞれの貯えを持って釈放され、生業に就くための元手に充てさせ、落ち着き先の町村役人にも生業仕付方について行き届いた世話を指示した、とあります。ここでは徒刑を単なる苦役としてではなく、全く更正のための教育期間としてとらえ、社会復帰のための授産と更正の施策が盛り込まれています。したがって、この徒刑は身体刑(入墨)を付加し、身分刑(雑戸)を含んでいるという制約はありますが、日本における近代的自由刑の創設と評価できます。

他方、幕府は、熊本藩の宝暦の改革よりも約30年前に享保の改革を行ないます。将軍徳川吉宗はその改革の中で、荻生徂徠の意見に沿って法制度改革も行ないます。寛保2年(1742)には『公事方御定書』(『御定書百箇条』)という刑法典が編纂されますが、追放刑廃止論の徂徠の考え方(『政談』)は採用されませんでした。したがって幕府法においては、幕末まで追放刑は存続したのですが、寛政2年(1790)人足寄場が設けられます。これは熊本藩の徒刑の影響だと考えられます。その後、幕末までに多くの諸藩が徒刑を採用したり、人足寄場を設置しています。明治新政府は最初の刑法典(『仮刑律』)で熊本藩の徒刑を採り入れ、それは懲役刑へと発展します。熊本藩刑法の中に近代法への大きな一歩が看取できるという所以です。

(注) 刑法草書が採用した刑罰体系は、笞刑は10～100の10等、徒刑は笞60徒1年・笞70徒1年半・笞80徒2年・笞90徒2年半・笞100徒3年・刺墨笞100徒3年・類刺墨笞100徒3年・類刺墨笞100雑戸の8等、死刑は刎首・斬・斬梟・磔・焚の5種類です。死刑を除けば旧刑罰規定ではすべて追放刑に該ります。

## 2. 刑法草書の編纂について

『刑法草書』は熊本藩の宝暦改革の重要政策の一つとして、次のような2段階の編纂過程を経て成立したと考えられます。第1段階は、宝暦3年(1753)藩主細川重賢より大奉行堀平太左衛門に刑法編纂の命が下り、翌4年5月2種の刑法草書(資料1・資料2)が提出され、58条目付録1条の方(資料2)が宝暦5年4月より施行され、これは約5年9ヶ月間効力を持っていました。次に第2段階として、より完成度の高い刑法典を目指して遅くとも宝暦7年には編纂が着手され、堀の試案(律艸書)(資料3)、清田新助起草第1次草案(資料4)、志水才助起草第2次草案(資料5)を経て、この第2次草案に若干の修正を加えて今日一般に流布する宝暦11年刑法草書(資料6)が成立しました。起草は清田新助で、宝暦11年から明治3年までの110年間、追加法を整備しながら効力を持っていたのです。天保10年(1839)には追加法である「例」ならびに参考とすべき判例や決定事項を付加した『刑法草書附例』(水津熊太郎編纂)が制定され、その数年前には清律注釈書である清律彙纂の訓訳本が作られ、以後刑法草書の補充法として用いられました。弘化年間(1844~48)にも第2次の例編纂が行われ、学界で周知の京大本『刑法草書附例』はそれ以後の編纂と考えられます。

- (1) 御刑法草書、1冊(整理番号13・9・3)
- (2) 御刑法草書、1冊(整理番号13・9・3)
- (3) 律艸書、1冊(整理番号13・9・5)
- (4) 御刑法例書(整理番号13・9・8/5)
  - 御刑法艸書 盗賊・人命(整理番号13・9・8/1)
  - 御刑法艸書 訴訟・詐欺・受贓・関律・捕亡・犯姦(整理番号13・9・7/2)
  - 御刑法艸書 闘殴・雑犯(整理番号13・9・7/1)
- (5) 御刑法例書(整理番号13・9・6/1)
  - 刑法草書 盗賊・詐欺・奔亡・犯姦(整理番号13・9・4/1)
  - 刑法草書 闘殴・人命・雑犯(整理番号13・9・4/2)
- (6) 刑法例書(整理番号13・9・8/4)
  - 刑法艸書 盗賊・詐欺・奔亡・犯姦(整理番号13・9・8/2)
  - 刑法艸書 闘殴・人命・雑犯(整理番号13・9・8/3)

## 3. 刑法草書施行後の刑事判決録について

『刑法草書』は名例、盗賊、詐偽、奔亡、犯姦、闘殴、人命、雑犯の8編からなります。現行刑法と同じく、総則である名例と罪である盗賊以下という編成です。当時の幕府刑法である『公事方御定書』をはじめとする各藩刑法の多くが判例をただ類型的に集成したにすぎないものであるに対して、総則規定をおくなど近代的刑法の特徴を具えています。各編は次のような条目で構成されています。

名例編は答刑、徒刑、死刑、御家人犯事有之節被仰付様之事、婦女犯事有之候節被仰付様之事、老人幼少之者犯事有之節被仰付様之事、自ラ罪状を訴へ出候者被仰付様之事、頭取与党之差別を以被仰付様之事、二罪已上有之者被仰付様之事、放者之事、親族相互に罪人を掩ヒ隠候者被仰付様之事、ヶ条に罪名有之候共情に因て軽重可有斟酌事、盗物、再犯之者被仰付様之事(14条目)

盗賊編は盗賊、私欲、強盗、押取、窃盗、倉庫并堅完之所を破る、付火、牛馬を盗、田野之穀類菓瓜及山林之竹木を盗、詐欺を以他人之物を盗、墳墓を発掘、夜中無故して他人之家に入、強盗窃盗之宿(13条目)

詐偽編は謀判、偽書、似せ往来、金銀を偽鑄す、私に秤尺を造る、似せ役人、詐て死と称す、人を欺て法度を犯しむ (8条目)

奔亡編は出奔、扶持人出奔、往来手形、出奔人を送り境を出す、定法に背米穀雜物口屋を出す、他国胡乱者、他国者之宿 (7条目)

犯姦編は和姦、強姦、婦女を強て姦通せしむ、親族相姦、有加減犯姦 (5条目)

鬪殴編は鬪殴、俱に謀て人を殴、互に相殴、私に人を制縛す、盜賊を殴、扶持人を殴、主を殴、師を殴、御殿内にて憤争、役人を殴、親族相殴、祖父母父母を殴、祖父母父母非理ニ子孫を殴傷す、父母を殴る (14条目)

人命編は謀殺、祖父母父母を殺、親族を殺、主を殺、奉公人主を殺并主奉公人を殺、姦夫を殺、盜賊を殺、妖術毒藥等を以人を殺、鬪殴し及故らに人を殺、故らに人を傷る、誤殺傷戲殺傷過殺傷、人を威逼して死に致す、父祖殺さる (13条目)

雜犯編は戸籍、新に寺院を置、役人之申付を背、賦役不均、出来米、犯事を掩隠す、罪人を蔵匿す、獄囚逃走、博奕、落し文、云懸、人商、榜示、妖言、隱田、婚姻、父母之孝養を缺ク、非家長して家資を費用す、刺墨を除、御定法ニ背 (20条目)

『刑法草書』施行後の刑事判決には『刑法草書』の犯罪類型によって分類され綴じられているものがあります。判決録が質量共に厩大ですので、ここでは人命、鬪殴、詐欺、盜賊、姦犯について1冊ずつを紹介するにとどめます。

- (7) 人命、宝暦5年～天保6年 (1755～1835)、全3冊  
(整理番号13・12・17～19)
- (8) 鬪殴、宝暦5年～慶応2年 (1755～1866)、全7冊  
(整理番号13・12・8～14)
- (9) 詐欺、宝暦5年～慶応2年 (1755～1866)、全4冊  
(整理番号13・12・20～23)
- (10) 盜賊、宝暦5年～万延元年 (1755～1860)、全9冊  
(整理番号13・12・24～32)
- (11) 姦犯、宝暦5年～慶応2年 (1755～1866)、全3冊  
(整理番号13・12・33～35)

その他にも、次のような裁判資料もあります。

- (12) 死刑一卷帳書抜、1冊 (整理番号13・9・4)

『死刑一卷帳』からの抜書。前半部分は寛永元年(1624)より天保12年(1841)までの218年間の死刑執行の年月、刑場、処刑人数などを記載、後半部分は元文3年(1738)から天保12年(1841)までの死刑執行について、係役人、死刑日の謹慎、<sup>ためし</sup>様道具、刑場の整備、死刑囚の刑場への連行などを記録。この資料や『参談帳書抜』によれば、『刑法草書』以後の、宝暦5年(1755)から天保12年(1841)までの87年間の死刑執行数は約540人程度であり、年平均6人程度であることが窺われます。死刑執行場は長六河原(長六橋の下流白川右岸の河原)と井出口(安己橋付近の白川左岸)の2箇所にありました。



(13) 口書、宝暦2年～慶応3年(1755～1867)、全128冊(整理番号13・13・4～14・7・4)

死刑を除く徒刑・笞刑・贖刑にあたる被疑者の供述(自白)を録取した調書。事案ごとに判決も記載されています。江戸時代においては、有罪判決には被疑者の自白が必要とされ、そのために拷問が行なわれることもありました。(P5 写真資料)

(14) 除墨帳、1冊(整理番号13・11・5ノ2)

宝暦5年(1755)から天明9年(1789)までの入墨の記録と寛政7年(1795)から明治3年(1870)までの除墨の記録。除墨とは、入墨を科せられた者が釈放後5年以上経過して、生業につき善良な生活を送っていれば入墨を抜き去ることをいいます。この除墨制度は寛政2年(1790)に始まったのですが、前科者の烙印を消し、更正の実をより高めようとする改善主義の考え方が窺えます。なお熊本藩の入墨には額にする額刺墨と腕にする刺墨の2種類がありました。

#### 4. 刑事手続きに関する資料・その他について

(15) 御刑法定式、1冊(整理番号13・9・11)

『刑法草書』に附属する施行細則的なものであり、宝暦5年(1755)以降の訴訟手続き、刑の執行等に関する法令を収録したもの。寛政元年(1789)に奉行から根取に命じて、選挙方の記録をもとにして編纂されました。熊本藩刑政の実際を知る上で重要な資料です。

(16) 拷問図、1巻(整理番号45印・67番)

『刑法草書』以後に行なわれた拷問の色彩図。江戸時代後期になると、拷問は縄<sup>なわしめ</sup>・拷器<sup>はさみ</sup>・鈇<sup>つるし</sup>・釣・水問の5種類に限定されています。拷問は穿鑿所において自白を得るために拷問役が行なっていました。拷器と釣は幕府で行われていた石抱<sup>いしだき</sup>と釣責に相当するものですが、熊本藩では柄の長い鋸刃の鉄鈇をきわめて効果的に種々の拷問に使用しているのが特徴です。

(17) 参談書抜、1冊(整理番号9・3・15)

『刑法草書』以後の刑法方奉行所の詮議の中で重要な案件を抄出して編集したもの。天保年間(1830～1844)の案件を中心に、宝暦9年(1759)から天保8年(1837)までの75案件を収録。主たる原典は『参談帳』ですが、『日帳』・『口書』・『牢死帳』・『江戸状控』などからも抄出しています。天保10年(1839)、刑法草書の追加法として「例」が編纂されますが、その編纂のために作成されたと推測されます。

(18) 旧章略記、1冊(整理番号108・4・5)

奉行所の各分職ごとに職務記録を調査し集大成したものであり、現存する最も詳細かつ総合的な奉行職沿革資料集。文化9年(1812)に大奉行島田嘉津次が編集しました。刑法方の項目には、刑場の変遷、徒刑の中断と再開(文化2年～11年(1805～1814)徒刑停止)、死刑の秋後決の制(秋分後冬至までの期間に執行する死刑制度)、穿鑿所の沿革、拷問、除墨の制、徒刑釈放時の教諭など熊本藩刑政の重要事項11箇条が記載されています。

(19) 肥後物語、1冊(整理番号4・5・108ノ1)

福岡藩儒医亀井南冥(寛保3年(1743)～文化11年(1814))の著書。天明元年(1781)の序があり、細川重賢治世の熊本藩の治教や堀平太左衛門・稲津弥右衛門・藪市太郎など重要な家臣の業績などを記述しています。この本は広く流布し、すぐれた熊本藩の政治や徒刑制度を全国に紹介することになりました。

#### 5. 刑法草書以前(江戸時代初期・中期)の刑事判決録について

(20) 誅伐帳、慶安4年～文久3年(1651～1863)、全15冊(整理番号13・10・1～10/13・111・1～5)

死刑判決を編年的に記録したもの。『刑法草書』以前の判決録は4冊あります。誅伐・刎首・梟首(獄門)

・火あぶりなどについての判決文のほか、誅伐場の役人・ささ札の控などの記載があります。なお表題の誅伐は死刑の総称として広義に用いられていますが、刑罰としての狭義の誅伐は死刑の中で最も一般的なものであり、刎首とは異なりいわゆる生胴であって、最後に斬首する刑罰です。

(21) 表題のない刑事判決録、正徳2年～宝暦4年(1712～1754)、全3冊(整理番号13・13・1～3)

資料(2)と一体をなすと考えられる裁判資料。死刑を除く刑罰類型で分類されています。大部分は追放刑ですが、開所遣、上り者という刑罰もあり、また出牢の記録も併せて綴られています。

(22) 追放帳、享保10年～元文元年(1725～1736)、全2冊(整理番号13・11・6～7)

追放刑判決を輯録したもの。江戸時代中期においては追放が刑罰の中心でした。追放刑は、国払、城下払、熊本二里四方払、山本山鹿弐郡払など27種類に及びます。享保10年から20年(1725～35)までの処刑統計によれば、追放刑は年平均42.5人であり、死刑数の5倍になります。

(23) 科人御誅伐被仰付様之覚(密書輯録)(整理番号神番外1・3)

寛文12年(1672)成立と考えられる刑事判決の要録。引廻逆はっ付、はっ付、火あぶり、石こづみ、誅伐首懸、誅伐、死骸首懸のほか、開所遣、上り者、国追放、追放、召籠などの刑罰が窺えます。

(24) 御奉行所日記抄出、寛永元年～正徳2年(1624～1712)、全28冊(整理番号8・5・22/1～28)／御奉行奉書抄出、寛永2年～承応初年(1625～1652頃)、全8冊(整理番号8・5・19/1～8)／御花畑詰御奉行日記抄出、寛文9年～元禄17年(1669～1704)全11冊(整理番号8・5・22/29～39)

奉行の政務記録。この中には全国的にも稀少な江戸時代初期の刑事判決も掲載されています。細川氏が熊本の領主となったのは寛永9年(1632)ですが、それ以前の小倉時代の刑事判決も含まれており、そこでは耳鼻そぎなどの残酷な刑罰があったことがわかります。

## 6. 熊本城下・奉行所・牢などの絵図について

(25) 熊本図(整理番号45印24番)

(26) 熊本城図(整理番号45印44番)

(27) 二丸之絵図(整理番号215/5)

(28) 御奉行所図(整理番号23印又17番)

(29) 高麗門・塩屋町絵図(整理番号215/5)



(13) 口書